

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年3月21日 神戸地方法務局加古川支局 登記官 森崎良枝
記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1420-2023-0001号	兵庫県加古川市尾上町池田字西鴨ヶ一367番2